

いじめ等対策委員会 校長 教頭 生徒指導主任 教務主任、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じている**ものをいう。

平成25年「いじめ防止対策推進法」

いじめに対する香貫小教職員の姿勢

- ① 「いじめはどの学級にも、どの子供にも起こりうる」と考えます。
- ② 学年担任制/教科担任制を生かし、**多くの教師の目で**子供たちを見守ります。
- ③ 報告、連絡、相談を徹底し、**チームの一員として**それぞれの役割について、常に調整、理解、確認しながら対応する意識を高めます。
- ④ **小さな気付き**であっても、情報共有し、共通理解を図っていきます。
- ⑤ 学校、家庭、地域が手を取り合って、**いじめを許さない姿勢、見逃さない雰囲気**を作っていきます。
- ⑥ 日常業務の中で、自殺予防、いじめ対応を**最優先**とします。

いじめ未然防止のための日常的取り組み

① **いじめのない学級経営**

ヘルプ(友達を助ける勇気/助けを求める勇気を持つ)、**エンパシー**(弱者の気持ちに共感する)、**リスペクト**(どんな相手も尊重する)、**オープンマインド**(心を開き、みんなを受け入れる)の4つのキーワードを柱とした「Be a HERO」のスローガンの下で、人間関係づくりを行っていきます。

② **魅力ある授業づくり**

「かぬっき子の1日」を理解し、自分で考えて行動できる**規律性の高い集団**の中で、一人一人の「分かった/できた」を実感であふれる授業を行います。

③ **道徳・情操教育の充実**

人生をより深く生きる力を身に付ける読書活動を推進します。また「いじめをしない」だけでなく、「**いじめを許さない**」道徳心を持ち、「**いじめをさせない**」道徳的実践ができる**調停者/救済者**を育てる教育を行います。

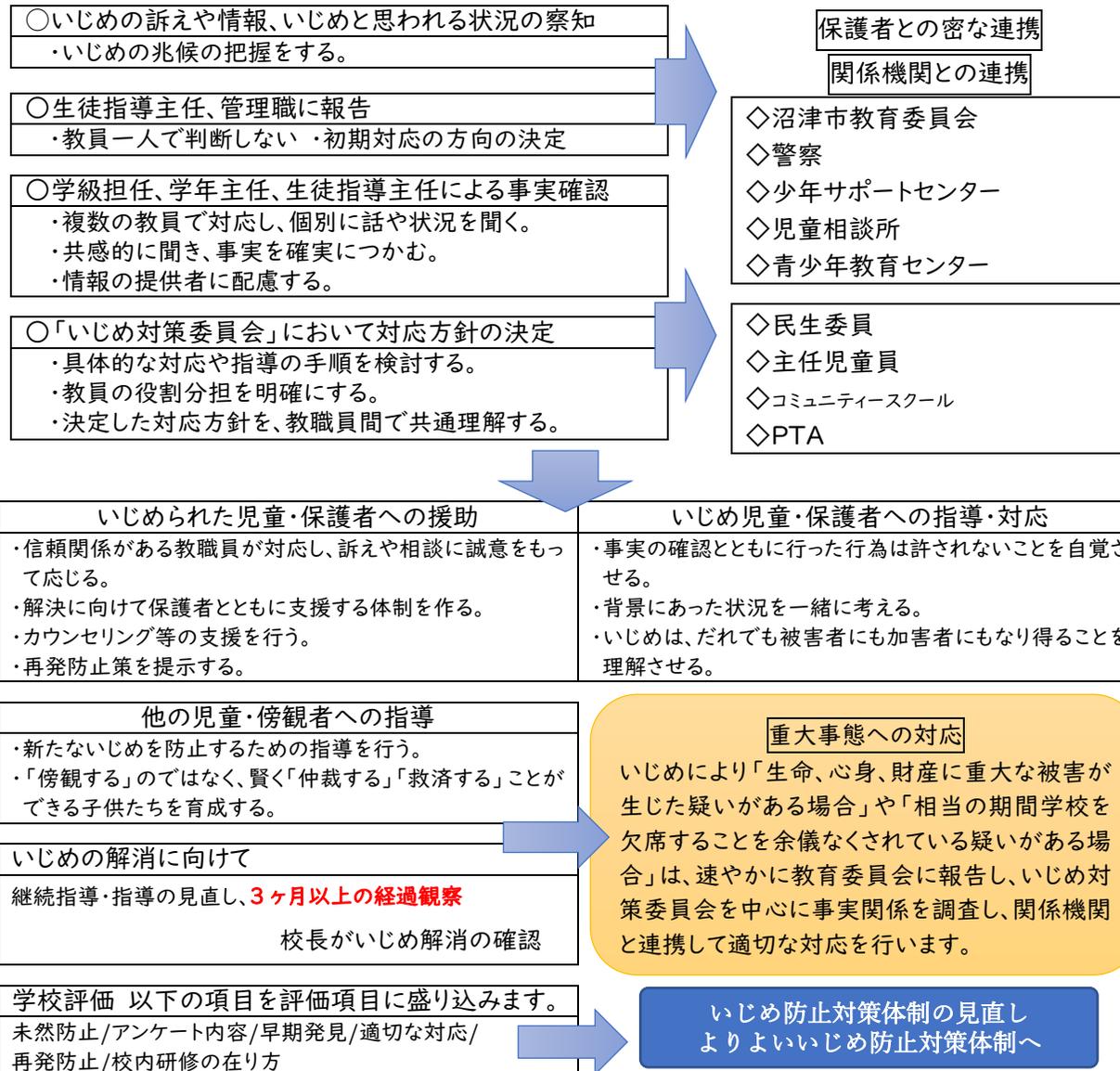
④ **特別活動の深化**

他学年の児童と編成される「ペア活動」を行うと同時に、児童が主体的に取り組む委員会やクラブ活動、クラスのためにどのように役立てるか創意工夫しながら行う係活動などを通して、児童の**自己決定の場の充実**や**自己有用感の向上**を目指します。

⑤ **体験活動の充実**

特別支援学級との交流や保護者も含めたゲストティーチャーたちとの出会いなどに加えて、学校を飛び出して行う**体験活動**を体系的に展開し、**豊かな人間性**を育みます。

「いじめ等対策委員会」の設置と学校としての取り組み



いじめ防止対策体制の見直し
よりよいいじめ防止対策体制へ

いじめを早期発見するための取り組み

① **全教職員による観察**

授業だけでなく、休み時間や登下校の様子など、**様々な場面に寄り添い**ます。また担任だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など**多様な相談の窓口**を用意し、相談しやすい環境作りに励みます。

② **いじめアンケートの実施**

1学期と3学期に学校独自の記名式アンケート、2学期には沼津市共通の形式で無記名のアンケートも実施し、アンケート後には、児童と担任の面談を行い、日々の悩みなどに関する相談に**きめ細かく**対応します。

③ **月1回の生活アンケートの実施**

グループフォームを活用し、定期的に**相談できる機会**を設けます。またその窓口も担任に限定せず、管理職、養護教諭、スクールカウンセラーにも相談できるような体制を取ります。

④ **週1回の職員打ち合わせでの情報交流**

毎週、学校で起る出来事について、全職員で共有し、助言し合うことで、様々な課題に**チームとして取り組む体制作り**を行います。

⑤ **年3回の児童理解研修の実施**

学期ごとに児童理解研修を行い、全職員で児童に対する様々な手立てや支援についての共通理解を図るとともに、横のつながりのある**風通しのよい職場環境**を目指します。

⑥ **保護者・地域からの情報収集**

1学期末と2学期末の2回の教育相談を行い、それに加えて年度当初にも希望制の面談を行って、**保護者との情報交換**を密にします。